平成２８年（フ）第３２９号
山梨県甲府市山宮町5018番地６
債務者　若月喜代子
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
山梨県甲府市緑が丘１丁目19番15号　内藤アパート101号
債務者　若山　健太
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
山梨県甲府市千塚１丁目９番18号　森沢アパート
債務者　小松本恵美子
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９４号
長野県上田市上田原782番地18　倉沢住宅２号
債務者　掛山　　肇
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第８４号
長野県飯田市上郷黒田863番地１（桜井アパート７号）
債務者　原　　大吾
１　決定年月日時　平成28年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２２０号
静岡県富士宮市下柚野227番地
債務者　末田　雅昭
１　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２２１号
静岡県富士宮市下柚野227番地
債務者　末田　幸枝
１　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１７６号
名古屋市西区鳥見町３丁目15番地　ウィンドウズ鳥見301号
債務者　山幡富士子
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３７号
名古屋市北区稚児宮通１丁目34番地　磯部荘205号
債務者　浅野　益三
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
滋賀県米原市入江259番地16　ハイツ賀目山101号
債務者　豊田　知子
１　決定年月日時　平成28年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
兵庫県高砂市荒井町若宮町３番９号、従前の住所宮崎県都城市下長飯町1500番地３
債務者　小原　睦子
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１２６号
鳥取県鳥取市東今在家270番地13　エバーグリーンⅧ－103号、旧住所鳥取県倉吉市西倉吉町18番地７・鳥取県東伯郡北栄町亀谷648番地１
債務者　安田　寛範
１　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３２号
鳥取県鳥取市湖山町南１丁目778番地４、旧住所島根県松江市学園２丁目26番６－301号　ユニバーサイドビル・島根県浜田市大辻町85番地・鳥取県鳥取市湖山町北２丁目312番地石松マンション305号・島根県浜田市殿町71番地５・島根県出雲市東園町285番地１
債務者　瀧田由美子（旧姓新田）
１　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４７号
鳥取県米子市上後藤５丁目11番10号、前住所鳥取県米子市両三柳736番地８
債務者　居川　直人
１　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１５４号
鳥取県米子市河崎2779番地
債務者　糸原眞由美
１　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７７６号
広島県東広島市西条町土与丸12番地　フレグランスＫＡＫＵＤＡ107号
債務者　長田　徹也
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部